

# 業務説明資料

## 1 業務概要

- (1) 業務名 インフルエンサーを活用した魅力発信事業  
(2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで  
(3) 履行場所 浜松市ほか  
(4) 契約上限金額 8,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
(5) 目的 発信力・影響力のあるインフルエンサーを活用し、本市の魅力をYouTubeなどのソーシャルメディア媒体及び市所有のメディアで発信することで、本市の認知度向上と魅力の発信、本市へのファン獲得につなげる。  
また、配信結果や収集したデータを分析し、今後の改善提案を行う。

## 2 業務委託内容

発信力・影響力のあるインフルエンサーを起用し、本市が有する観光、食、産業、音楽、歴史などの魅力を伝える動画コンテンツ及びWeb記事を制作し、YouTubeやTikTok等のソーシャルメディア媒体及び市所有のメディアで発信する。

さらに、動画配信後に効果検証を行い、今後の改善につなげる。

- (1) 本業務の目的に沿ったコンテンツの企画  
(2) 動画の制作・配信  
(3) Web記事の制作・掲載  
(4) 効果検証

## 3 業務の仕様

- (1) 本業務の目的に沿ったコンテンツの企画

企画にあたり、観光、食、産業、音楽、歴史などの本市の特色を考慮するとともに、コンセプト設計及びKPI等の目標値を設定すること。また、本市の既存の施策などとも連携した事業展開を行うこと。

- ・本市の認知向上や都市ブランドの浸透を図るため、本市の魅力分野を考慮したテーマを設定した上で企画を考案するものとする。
- ・本事業における昨年の内容を踏まえ、新たな視点で魅力発掘、魅力発信を行う企画提案を取り入れること。

### 《参考》

令和6年度本事業におけるランディングページ <https://hamamatsu-taipatrip.com/>

- ・配信する動画媒体は、YouTubeやTikTok等のソーシャルメディア媒体とする。
- ・テーマについては、浜松市の魅力を踏まえ、時流に沿った話題性の高いものとすること。
- ・ターゲットは、10代後半～20代とすること。
- ・Instagramフォロワー15万人以上またはYouTubeチャンネル登録者数20万人以上のインフルエンサーを2人以上起用すること。
- ・本市から題材指定等があった場合は追加対応すること。
- ・企画内容に変更がある場合は、委託者と協議のうえ決定すること。
- ・契約締結から10日以内に、テーマ、ターゲット、起用するインフルエンサー、配信する動画媒体、年間スケジュール、各企画におけるスケジュール、撮影場所等を明確に記載した企画書を提出すること。

## (2) 動画の制作・配信

- ・動画制作及び配信にあたり、本市の魅力発信に適したインフルエンサーを起用すること。やむを得ない事情により、企画当初のインフルエンサーを活用できない場合は、委託者と協議のうえ、同等以上の影響力（フォロワー数等）のあるインフルエンサーを提案し、委託者の承諾を得ること。
- ・動画は合計で4本以上制作及び配信するものとし、委託者と協議の上、最適な件数を制作及び配信するものとする。また、件数や再生時間について具体的に提示すること。
- ・本市が有する地域資源や様々な魅力を効果的に発信できるジャンル選定や内容構成を行うこと。
- ・制作する動画は浜松市内で撮影されたものとし、季節感やイベント感のあるものを制作することを基本とする。
- ・動画はターゲットへ訴求する効果的なものを制作するとともに、拡散や視聴者の増加に効果的なサムネイルやハッシュタグ等を用いること。
- ・本市事業（デジタルプロモーション業務、SNS発信業務）と連動し、情報の多面的な展開を図ること。（例：投稿文等で本市ポータルサイトや公式Instagramのリンクを掲載するなど）

### 《参考》

デジタルプロモーション業務において作成した本市ポータルサイト

https://unaginobori-hamamatsu.jp/

SNS発信業務において運用している公式Instagram

https://www.instagram.com/hamamatsu.japan/

- ・動画の配信後、視聴者の反応を見ながら、配信済み動画の拡散方法や、今後配信予定の動画の展開方法などを改善すること。
- ・写真等の引用については、撮影者の許諾を得て使用すること。
- ・撮影場所、出演者、音響、特殊効果等を使用する際に必要となる調整及び許認可等の手続きは、すべて受託者が責任を持って行うこと。また、調整及び許認可等の手続きは撮影日の1か月前までに完了させること。
- ・浜松市でのイベント実施に合わせて動画投稿を行うなど、効果的に実施すること。
- ・配信する動画の公開期間は、配信開始から1年以上とすること。
- ・広告配信を行う場合の費用は、本契約金額に含むものとする。
- ・制作した動画を本市の既存及び新規のSNSアカウント・ホームページ等にて二次利用する場合の可否は、両者協議のうえ決定するものとする。

## (3) Web記事の制作・掲載

- ・動画制作及び配信で起用したインフルエンサーをモデルとした、本市の魅力を紹介するWeb記事を4本以上制作すること。
- ・本市が有する地域資源や様々な魅力を効果的に発信できるジャンル選定や内容構成を行うこと。
- ・記事制作にあたっては、起用したインフルエンサーが実際に取り上げるコンテンツ等を体験すること。
- ・制作したWeb記事は、（1）で制作した動画コンテンツと連動するものとし、動画とWeb記事が相互に視聴されるよう効果的な連携を図ること。
- ・制作したWeb記事は、下記の市所有メディアに掲載すること。なお、掲載にあたっては市所有メディアの受託事業者と調整すること。

浜松市シティプロモーションポータルページ「うなぎのぼり浜松」

URL: https://unaginobori-hamamatsu.jp/

- ・写真等の引用については、撮影者の許諾を得て使用すること。

- ・撮影場所、出演者、音響、特殊効果等を使用する際に必要となる調整及び許認可等の手続きは、すべて受託者が責任を持って行うこと。また、調整及び許認可等の手続きは撮影日の1か月前までに完了させること。
- ・掲載するWeb記事の公開期間は、掲載開始から2年以上とすること。
- ・起用するインフルエンサーに対して発生する著作権・肖像権等に係る費用については、本業務に含むものとする。

#### (4) 効果検証

- ・(1)から(3)の業務において、適切なKPIを設定し、達成に向けたデータ収集および検証・分析を実施すること。
- ・検証結果報告は、中間報告、最終報告等、複数回行うこと。
- ・検証結果報告は、各種データ（視聴者数、コメント内容、メディア掲載内容、見解など）を分析し、また、視聴者の反応など、ターゲットへのアプローチについて、取り組み効果の検証をもとに、今後の展開についての提案等を盛り込んだ報告書を提出すること。
- ・中間報告は1件の動画配信及びWeb記事掲載につき1回以上行うこと。
- ・中間報告は動画配信及びWeb記事掲載の3か月以内に1回以上行うこと。
- ・最終報告は業務完了の10日前までに行うこと。

#### (5) その他

- ・配信動画及びWeb記事の認知向上、視聴者増加に効果的と考えられる取り組み（効果的な企画の提案、他メディアの活用など）を提案し、委託者と協議の上実施すること。
- ・第三者の著作権、肖像権その他の諸権利を侵害するもの、公序良俗に反するものなど法令違反とならないよう十分に留意すること。
- ・起用するインフルエンサーと委託者の関係を明示するなど、ステルスマーケティング防止対策を具体的に講じること。
- ・起用するインフルエンサーの不祥事等に対する非難及び中傷行為（いわゆる炎上行為）への対策を具体的に講じること。
- ・打ち合わせにおける議事録を作成し、関係者と共有すること。

### 4 成果物

#### (1) 業務計画書、企画書

- ・契約締結から10日以内に制作し、委託者の承認を得ること。
- ・KPIの目標値を記載すること。
- ・目標に達しない場合であっても、受託者の不利益はないものとする。※ただし、誠実な業務運営が認められない場合を除く。

#### (2) 運用報告書

- ・事業実施期間におけるチャンネルの各種データ（視聴者数、コメント内容、メディア掲載内容、見解など）を分析し、その結果を提出すること。

#### (3) 完了報告書

- ・業務完了後に、今年度の実績および次年度以降の改善提案等を含めた完了報告書を提出すること。

### 5 その他

#### (1) 広告等を実施する場合は、広告掲載時期、広告掲載対象エリアは、観光・シティプロモーション課と協議して決定するものとする。

- (2) 契約締結後、業務予定表を観光・シティプロモーション課に速やかに提出すること。
- (3) 本委託における成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、第三者が有する場合を除き、浜松市に譲渡すること（成果品は加工等も含めて二次利用・三次利用ができる状態での納品とし、本年度以降も浜松市に帰属する。）。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。
- (4) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
- (5) 受託者は、本委託の実施により知り得た情報が漏洩することの無いよう、情報の管理に万全の措置を講じること。また、受託者の責めに帰すべき情報流出等の事故に対しては、受託者が責任を負うが、本市に対しては速やかに報告すること。
- (6) 受託者が業務上知り得た個人情報については「浜松市個人情報保護条例」を遵守し、個人情報の適正な管理および保護を図るため、必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の実施に当たって撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影等の許可を得ること。また、内容について十分な検討を加えた上で、関係機関との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
- (8) 本業務の遂行に当たっては環境関係法令を遵守し、浜松市環境方針及び浜松市特定調達物品等の調達方針（ガイドライン）に基づいて、事業の推進に努めること。
- (9) 本仕様に記載のない事項については、観光・シティプロモーション課と協議して決定する。